

## 函館市立中学校等拠点校部活動要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館市立中学校および函館市立義務教育学校（以下「函館市立中学校等」という。）における拠点校方式による合同部活動（以下「拠点校部活動」という。）の実施に関し必要な事項を定め、函館市内の中学校および義務教育学校（函館市内に所在する国立および私立の中学校を含む。以下「市内中学校等」という。）に在籍する生徒がスポーツ・文化芸術活動に参加できる機会の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 拠点校部活動 在籍校に希望する部活動がない生徒を拠点校が受け入れて活動する合同部活動をいう。
- (2) 拠点校 拠点校部活動の活動拠点として、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する函館市立中学校等をいう。
- (3) 在籍校 拠点校部活動に参加する生徒の在籍する市内中学校等（拠点校を除く。）をいう。

### (拠点校の指定)

第3条 教育委員会は、函館市立中学校等における部活動の設置状況等を踏まえ、学校長と協議の上、拠点校部活動の実施種目および拠点校を指定する。

- 2 拠点校部活動の実施種目および拠点校は、別表に掲げるとおりとする。

### (顧問および副顧問)

第4条 拠点校部活動には、拠点校の学校長が指名する顧問を置く。

- 2 拠点校部活動には、拠点校または在籍校の学校長が指名する副顧問を置くことができる。

### (活動方針等)

第5条 拠点校部活動の活動方針等は、拠点校において定めるものとする。

(参加条件)

第6条 拠点校部活動に参加できる生徒は、次の各号の条件のいずれにも該当する者とする。

(1) 在籍校に希望する部活動がないこと（部員の募集停止により特定の学年の生徒が参加できない場合を含む。）。

(2) 拠点校部活動への入部について保護者の同意を得ていること。

(3) 保護者の責任の下、自力または保護者等の送迎により拠点校等への移動ができること。

2 前項の条件を満たす生徒であっても、複数の拠点校部活動に参加することはできない。

(体験参加等)

第7条 拠点校部活動への体験参加または見学を希望する生徒は、在籍校の担任教諭等はその旨を申し出るものとする。

2 在籍校の担任教諭等は、生徒から前項の申出があったときは、在籍校の管理職を通じて拠点校と調整の上、体験参加または見学の日時等について当該生徒および保護者に連絡するものとする。

3 拠点校は、在籍校と調整の上、生徒の体験参加または見学を受け入れるものとする。

(入部手続)

第8条 拠点校部活動への入部を希望する生徒およびその保護者は、在籍校の担任教諭等を通じて別記第1号様式の拠点校部活動入部申込書（保護者同意書）を在籍校の学校長に提出する。

2 前項の申込書の提出を受けた在籍校の学校長は、その内容を確認し、第6条の参加条件に該当すると認めるときは、別記第2号様式の拠点校部活動入部申請書に当該申込書の写しを添えて拠点校の学校長に提出する。

3 前項の申請書等の提出を受けた拠点校の学校長は、その内容を確認し、第6条の参加条件に該当すると認めるときは、別記第3号様式の

拠点校部活動入部承諾書を在籍校の学校長に提出する。

- 4 前項の承諾書の提出を受けた在籍校の学校長は、当該生徒の担任教諭等を通じ、拠点校部活動への入部が承諾されたことを当該生徒および保護者に連絡するものとする。
- 5 前各項に定める入部手続は、当該生徒が前年度と同一の拠点校部活動に参加しようとする場合も、同様とする。

(退部手続)

第9条 拠点校部活動からの退部を希望する生徒およびその保護者は、拠点校の顧問等を通じて別記第4号様式の拠点校部活動退部届（保護者同意書）を拠点校の学校長に提出する。

- 2 拠点校の学校長は、前項の退部届を受理したときは、顧問等を通じて当該生徒および保護者にその旨を通知するとともに、当該退部届の写しを在籍校の学校長に送付する。

(生徒および保護者の留意事項等)

第10条 拠点校部活動に参加する生徒およびその保護者は、第6条に定める参加条件のほか、次の各号の事項に留意するものとする。

- (1) 拠点校の部活動方針、顧問の指導等に従って活動すること。
  - (2) 拠点校部活動を欠席するときは、拠点校の顧問に連絡すること。
  - (3) 在籍校の学習活動や行事等の日程が拠点校部活動の日程と重なるときは、原則として在籍校の学習活動等を優先すること。
  - (4) 拠点校の学校長は、生徒または保護者が拠点校の部活動方針等に従わず、顧問等が繰り返し指導してもなお改善されないときは、当該生徒の拠点校部活動への参加を停止することができること。
- 2 前項に掲げる事項のほか、拠点校部活動に参加する生徒の活動に関し必要な事項については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じ、在籍校の学校長と協議するものとする。

(費用負担)

第11条 拠点校等への移動に要する費用は、当該生徒の保護者が負担する。

- 2 前項の費用のほか、拠点校が負担しない費用については、保護者が

負担する。ただし、拠点校が負担しない費用の一部または全部を保護者に代わり在籍校が負担することを妨げない。

- 3 前2項に定めるもののほか、拠点校部活動に要する費用の負担については、拠点校の方針に従うものとする。

(在籍校の生徒に係る拠点校部活動の位置付け)

第12条 在籍校の生徒による拠点校部活動への参加は、在籍校の教育計画に基づく課外活動として位置付けるものとする。

(拠点校および在籍校の連携)

第13条 拠点校および在籍校は、それぞれ連絡担当者を定め、拠点校部活動に参加する生徒の状況について緊密に連絡を取り合うものとする。

- 2 在籍校は、拠点校に対し、拠点校部活動に参加する生徒に関する健康上の配慮事項や部活動指導上の参考となる事項等、必要な情報を提供する。

- 3 拠点校の管理職、顧問、養護教諭その他関係者は、在籍校から提供された生徒の情報を共有する。

(大会等への参加)

第14条 拠点校部活動において各種大会、コンクール等に参加するときは、主催者が定める大会要項等に従うものとする。

- 2 各種大会等への参加に伴う事務は、拠点校が行う。

- 3 中学校体育連盟が主催する大会に参加する際の登録名は、「函館市拠点校部活動( )」とし、括弧内には拠点校名を付記するものとする。

(事故等への対応)

第15条 拠点校部活動(第7条の体験参加等を含む。以下この条において同じ。)における事故への対応や生徒指導等は、原則として拠点校が初期対応を行い、その後は在籍校と拠点校が連携して対応するものとする。

- 2 拠点校部活動中の事故(拠点校等への移動中の事故を含む。)に伴う独立行政法人日本スポーツ振興センターへの給付金請求等の事務は、

在籍校が行う。

(生徒および保護者への周知)

第16条 教育委員会は、毎年度、市内中学校等を通じ、拠点校部活動の実施について生徒および保護者に周知する。

(実施状況の調査)

第17条 教育委員会は、毎年5月1日を基準日として、拠点校部活動の実施状況を調査する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、拠点校部活動の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 函館市立中学校等拠点校方式による部活動要項（令和6年6月13日制定。次項において「旧要項」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要項の規定により教育委員会が実施を承認した拠点校部活動の参加条件については、第6条第1項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

別表（第3条関係）

実施種目	拠点校	備考
野球	函館市立湯川中学校	
	函館市立五稜郭中学校	
サッカー	函館市立戸倉中学校	
バスケットボール	函館市立青柳中学校	
バレーボール	函館市立桔梗中学校	男子部のみ
	函館市立五稜郭中学校	女子部のみ
ハンドボール	函館市立本通中学校	
ソフトテニス	函館市立巴中学校	
卓球	函館市立深堀中学校	
陸上	函館市立桔梗中学校	
合唱	函館市立亀田中学校	

年 月 日

(在籍校)

\_\_\_\_\_ 学校長 様

学 校 名

\_\_\_\_\_

学 年 ・ 学 級

年

組

\_\_\_\_\_

生 徒 氏 名

\_\_\_\_\_

### 拠点校部活動入部申込書（保護者同意書）

私は、下記の拠点校部活動への入部を希望します。入部後は拠点校の部活動方針や顧問の指導等に従って活動することを誓います。

#### 記

1 入部を希望する拠点校部活動

拠点校名		部
------	--	---

2 拠点校への移動手段

--

3 活動歴等（競技経験の有無、目標等）

--

4 その他（配慮してほしいこと等）

--

#### 【保護者同意欄】

私は、上記生徒が上記の拠点校部活動に入部することに同意します。また、拠点校等への移動については保護者の責任によることを理解し、拠点校の部活動方針や顧問の指導等に従うことを誓約します。

保護者氏名（自署）

\_\_\_\_\_

年 月 日

（拠点校）

函館市立 中学校長 様

（在籍校）

中学校長

### 拠点校部活動入部申請書

拠点校部活動への入部を希望する生徒から別添のとおり拠点校部活動入部申込書（保護者同意書）の提出があったので、函館市立中学校等拠点校部活動要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 入部を申請する拠点校部活動および生徒数

\_\_\_\_\_部 \_\_\_\_\_人

- 2 在籍校の連絡責任者（必須）

（職名）\_\_\_\_\_（氏名）\_\_\_\_\_

- 3 副顧問の指名（任意）

（職名）\_\_\_\_\_（氏名）\_\_\_\_\_

- 4 特記事項

--

（添付書類）

拠点校部活動入部申込書（保護者同意書）の写し

年 月 日

(在籍校)

中学校長 様

(拠点校)

函館市立

学校長

### 拠点校部活動入部承諾書

年 月 日付けで提出のあった拠点校部活動入部申請について、函館市立中学校等拠点校部活動要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり承諾します。

#### 記

- 1 参加を承諾する拠点校部活動および生徒数

\_\_\_\_\_部 \_\_\_\_\_人

- 2 拠点校の連絡責任者

(職名) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

- 3 特記事項

--

年 月 日

(拠点校)

\_\_\_\_\_ 学校長 様

学 校 名

\_\_\_\_\_ 学年・学級 年 組

\_\_\_\_\_ (ふりがな)

\_\_\_\_\_ 生徒氏名

拠点校部活動退部届（保護者同意書）

私は、下記の理由により拠点校部活動からの退部を希望します。

記

1 部活動名

	部
--	---

2 退部の理由

--

【保護者同意欄】

私は、上記生徒が拠点校部活動を退部することに同意します。

\_\_\_\_\_ 保護者氏名（自署）

(拠点校)

部活動顧問	連絡責任者	校 長